

**参加についてのご案内**  
**台湾の国際展示会への出展と台湾企業との商談支援**  
**台湾国際医療ヘルスケア見本市 (MEDICAL TAIWAN)**  
**(2026年6月25日-27日)**  
**日台 IoT・デジタル産業等協力促進事業**

## 1. ご参加いただくイベント

以下の(1)～(2)の全てのイベントにご参加いただく必要があります。

### (1) 出展

名 称：台湾国際医療ヘルスケア見本市 (MEDICAL TAIWAN)

URL : <https://www.medicaltaiwan.com.tw/en/index.html>

開催期間：2026年6月25日(木)～27日(土)

場 所：台北世界貿易センター第1展示ホール

日本台湾交流協会ブース(14コマ・126m<sup>2</sup>を予定)

●出展料は無料です。

●ブースは10社程度の参加企業と共有でご利用いただきます。

●当協会ブース内の指定されたスペースで製品の展示やPRを行っていただきます。

### (2) 商談会

開催日：2026年6月25日(木)または26日(金)予定

場 所：MEDICAL TAIWAN会場内(予定)

●展示会開催期間中、事前に商談予約のあった台湾企業との1対1の商談会を開催します。

●商談会案内用の参加企業情報は当協会が無償で中国語に翻訳し、広く台湾企業にPRします。

## 2. 募集企業数

当協会が無償で用意する通訳や資料翻訳の手配や参加企業に引き合いをお取次ぎする都合上、

10社(程度)とします。

※参加企業の決定に当たっては書類審査及びオンライン面接を行います。

## 3. 応募条件

### (1) 対象企業

以下の①～③をすべて満たす日本企業

①全年齢ヘルスケア、支援機器、活力・ウェルネス、長期ケア・コミュニティケア、スマートメディカル、デジタルヘルスケア、スタートアップ、サプライチェーン、病院設備・消耗品、医療部品等分野の製品・技術等を有し、台湾企業との貿易、技術提携生産委託等のビジネスの拡大を希望していること。

②AIやIoTなどのデジタル技術を活用した製品・技術で出展すること。

③国が定める中小企業に該当すること（なお、国が定める中堅企業も応募できるが、選考にあたっては中小企業の応募を優先する）

(※)「中小／中堅企業」の定義について

- ・中小企業：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する者

[https://laws.e-gov.go.jp/law/338AC0000000154#Mp-Ch\\_1-At\\_2](https://laws.e-gov.go.jp/law/338AC0000000154#Mp-Ch_1-At_2)

- ・中堅企業：産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項及び第24項に規定する者

[https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098#Mp-Ch\\_1-At\\_2](https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098#Mp-Ch_1-At_2)

## (2) 参加条件

- ①上記1. (1) (2) 両方のイベントに参加できること。
- ②当協会が商談成果の把握等のために実施する各種アンケート等（複数回）にご協力いただけること。
- ③当協会が指定する提出物（自社及び自社製品PR資料及び関連情報）を期限内に提出いただけること。
- ④当協会が提供するスペースに展示可能な展示物をご用意いただけること。
- ⑤日本法人企業であること。
- ⑥国内外の法令、公序良俗に反する業務を行っていないこと、反社会勢力、またはこれに類する企業に所属していないこと。
- ⑦参加企業決定のための審査にあたり、オンライン形式でのプレゼンテーション及びヒアリングにご対応いただけること。

## (3) 補足条件

- ①国から類似の補助金を受けている場合は、選定対象外となる場合があります。
- ②過去に当協会の設営ブースに出展した企業の再応募も可能ですが、初応募の企業を優先とします。

## 4. 参加企業の負担

- (1) 自社及び自社製品PR資料の作成費
- (2) 展示品の運搬・通関に係る諸費用
- (3) 担当者の台湾への渡航費及び現地滞在費
- (4) イベント参加のために要する通信費

## 5. 当協会の負担

- (1) 展示会への出展料及びブース設営費
- (2) イベント開催のために必要な諸経費
  - ①展示会出展料
  - ②展示ブース設営費
  - ③展示ブース内兼任通訳雇用費
  - ④商談会開催費
  - ⑤商談会通訳雇用費
  - ⑥参加企業のPR情報の中国語翻訳費

## 6. 主催団体等（予定）

主催：公益財団法人日本台湾交流協会

共催：台湾貿易センター（TAITRA）、台日商務交流協進会、台日産業連携推進オフィス（TJPO）

後援：（一社）Medical Excellence JAPAN（MEJ）、（独）中小企業基盤整備機構、日本商工会議所

## 7. 申込方法

以下の書類を、「10.問合せ/申込先」のE-mailアドレスに送信して下さい。事務局で確認の上、返信いたします。なお、提出方法が異なる提出は受け付けません。

### （1）参加申請書

### （2）製品紹介資料

- ①展示会ブース内に製品紹介パネル（各社1枚）を掲示します。
- ②製品写真は、解像度300dpi以上のものを貼り付けてください。
- ③記入例をご参考の上、必要事項をご記入ください。読み仮名の確認のため、商品名や専門用語等の固有名詞については、日本語、英語を併記してください。
- ④中国語（繁体字）翻訳は当協会で行いますが、自社で作成されたものをご提出いただいてもかまいません（参考になる中国語翻訳文がありましたら、固有名詞や専門用語を貴社既存の資料と統一させるのに役立ちますので、併せてご提出いただきますようお願いします）。
- ⑤企業名ロゴマークは、展示会ブース内の企業名パネル等に使用します。拡張子はai形式でご提出ください。

### （3）企業紹介資料（パワーポイント15枚まで）

- ①商談会では、効率的に商談が行えるよう、「製品紹介資料」のほか、貴社の基本情報（企業紹介、商品・技術紹介）を中国語に翻訳して事前に相手企業に提供する予定です。
- ②Microsoft PowerPointで作成したPR資料をご提供ください。なお、上限15枚とします。
- ③読み仮名の確認のため、商品名や専門用語等の固有名詞については、日本語、英語を併記してください。
- ④中国語（繁体字）翻訳は当協会で行いますが、自社で作成されたものをご提出いただいてもかまいません（参考になる中国語翻訳文がありましたら、固有名詞や専門用語を貴社既存の資料と統一させるのに役立ちますので、併せてご提出いただきますようお願いします）。
- ⑤翻訳する資料に挿入した画像に記載の文字については、翻訳できないのでご留意ください。

## 8. 事業の審査方法

### （1）審査方法

提出された「参加申請書等」を外部有識者からなる審査委員会で審査の上、採否を決定します。なお、審査に当たっては、応募企業にオンラインで面接審査（プレゼンテーション）を実施します。

### （2）審査基準

審査委員会では、以下の基準から審査を行います。

- ①目的（日台のビジネス取引を目的としているか）
- ②優位性（類似技術・従来技術と比較し優位性を持っているか）
- ③商談実施可能性（台湾において商談が見込まれる内容か）
- ④継続性（事業終了後も自主的なビジネスの継続が期待できるか）
- ⑤PR能力（自社製品の強み、将来的な台湾との取引を効果的に伝えられるか）

- ⑥ 先進性（先進的なAIやIoTなどのデジタル技術を活用しているか）
- ⑦ 企業規模（国が定める中小企業に該当するか）

(3) 参加企業の決定/及び通知

審査結果は2026年4月中の通知を予定しております。なお、結果につきましては、当協会のホームページでも企業名及び出展製品概要を公開しますので、あらかじめご了承下さい。

**9. 申込期限**

2026年3月18日（水）12時（必着）

**10. 問合せ/申込先**

公益財団法人日本台湾交流協会 貿易経済部

〒106-0032 東京都港区六本木3-16-33 青葉六本木ビル7F

電話:03-5573-2607 ／ E-mail: bokei-k1#k1.koryu.or.jp

（スパムメール対応のため#にしています。お送りいただく際には#を@にしてください）

以上